

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 8 年 (2026 年) 1 月 23 日作成)

[所管：都市計画推進部建築審査課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	建築基準法	6-7	建築基準関係規定に適合しない	A
2	建築基準法	6-7	建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない	A
3	建築基準法	7-5	検査済証を交付できない	A
4	建築基準法	7の3-5	中間検査合格証を交付できない	A
5	建築基準法	18-15	建築基準関係規定に適合しない	A
6	建築基準法	18-15	建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない	A
7	建築基準法	18-22	検査済証を交付できない	A
8	建築基準法	18-30	中間検査合格証を交付できない	A
9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	14	計画認定の取消し	A
10	都市の低炭素化の促進に関する法律	58	計画認定の取消し	A
11	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	11-5、 12-6	適合するかどうかを決定することができない	A
12	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	13-1	特定建築物に係る基準適合命令	A
13	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	34	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	A

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	建築基準関係規定に適合しない	
根拠法令及び条項	建築基準法第6条第7項	
所管部課(室)係名	都市計画推進部建築審査課建築審査係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない	
根拠法令及び条項	建築基準法第6条第7項	
所管部課(室)係名	都市計画推進部建築審査課建築審査係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	検査済証を交付できない	
根拠法令及び条項	建築基準法第7条第5項	
所管部課(室)係名	都市計画推進部建築審査課建築審査係	
処分 基準	関係条項	建築基準法施行規則第4条の3の2第1項
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	中間検査合格証を交付できない	
根拠法令及び条項	建築基準法第7条の3第5項	
所管部課（室）係名	都市計画推進部建築審査課建築審査係	
処分基準	関係条項	建築基準法施行規則第4条の9第1項
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		建築基準関係規定に適合しない
根拠法令及び条項		建築基準法第18条第15項
所管部課(室)係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない	
根拠法令及び条項	建築基準法第18条第15項	
所管部課(室)係名	都市計画推進部建築審査課建築審査係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		検査済証を交付できない
根拠法令及び条項		建築基準法第18条第22項
所管部課(室)係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処分基準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	中間検査合格証を交付できない	
根拠法令及び条項	建築基準法第18条第30項	
所管部課(室)係名	都市計画推進部建築審査課建築審査係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	計画認定の取消し	
根拠法令及び条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条	
所管部課(室)係名	都市計画推進部建築審査課建築審査係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		計画認定の取消し
根拠法令及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 8 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処分基準	関係条項	
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		適合するかどうかを決定することができない
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 5 項、 第 12 条第 6 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処分 基準	関係条項	同法第 12 条第 3 項
	基準	建築物エネルギー消費性能基準
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定建築物に係る基準適合命令	
根拠法令及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 13 条第 1 項	
所管部課（室）係名	都市計画推進部建築審査課設備係	
処分 分 基 準	関係条項	同法第 11 条第 1 項
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	
根拠法令及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条	
所管部課(室)係名	都市計画推進部建築審査課設備係	
処分 分 基 準	関係条項	同法第30条第1項
	基準	
	参考事項	
備考		